

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書等作成及び提出要領

消費税に係る仕入控除相当額の返納を行う必要がない事業者

次のいずれかに該当する場合、返還を行う必要はありません（その旨を「別紙概要様式（返還額が0円の場合）」の6. 概要に記載ください）。

- ① 消費税の申告をしていない。
- ② 簡易課税方式により申告している。
- ③ 特定収入割合が5%を超えている。

※適用されるのは以下の事業者のみ

- ・国又は地方公共団体の特別会計
- ・消費税法別表第三に掲げる法人
例：（一般・公益）社団法人、（一般・公益）財団法人、学校法人、国民健康保険組合、国立大学法人、社会福祉法人、独立行政法人、日本赤十字社、社会医療法人
- ・人格のない社団等

- ④ 補助対象経費に係る消費税を、個別対応方式において、「非課税売上のみ」に要するものとして申告している。
- ⑤ 補助対象経費がすべて人件費等の非課税仕入となっている。
- ⑥ 2割特例を適用し申告している。

※報告書に上記のことが分かる資料を添付（消費税及び地方消費税の申告書の写し、課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表、特定収入割合計算表の写し等）

返納額の計算方法

控除税額の計算方法に応じた「別添概要様式」を使用し、下記の通り算出ください。

- ① 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満に該当し、**【個別対応方式】**で確定申告をしている場合

・ 下記AとBの合計額

A 課税売上のみ」に要する補助対象経費に使用された補助金

補助金確定額×10/110＝返還額（円未満切り捨て）

B 課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金

補助金確定額×10/110×課税売上割合＝返還額（円未満切り捨て）

（大半の病院での課税事業は「差額ベッド代」「人間ドック」等となりますが、これらの課税事業のみに対して補助金の交付を行うことは無いと思われるため、基本的に「B」のみの計算となります。）

- ② 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満に該当し、**【一括比例配分方式】**で確定申告をしている場合

・ 補助金確定額×10/110×課税売上割合＝返還額（円未満切り捨て）

- ③ 課税売上割合が95%以上の場合

・ 補助金確定額×10/110＝返還額（円未満切り捨て）

上記は、補助対象経費がすべて課税仕入であった場合の計算方法であり、補助対象経費に課税仕入れと非課税仕入れが混在している場合の計算方法については、次ページを参照のこと。

※ 補助対象経費に課税仕入と非課税仕入が混在する場合

① 消費税の申告において補助金の使途を明確にしている場合

- ・ 申告に従い、課税仕入に使用した補助金のみ計算の対象とする。

② 消費税の申告において補助金の使途を明確にしていない場合

- ・ 補助対象経費に含まれる課税仕入と非課税仕入の割合(※)により補助額を按分し、課税仕入に係る補助金のみ計算の対象とする。

(※)割合の計算は支出額により行う。減価償却費のように支出を伴わない費用は割合の計算から除外する。

注意点

① 報告書における「補助金返還相当額」は、「消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」と同額となる。

② 報告書は、補助金の交付決定ごとに作成すること。報告書の標題の年度は、交付決定のあった年度とすること。

③ 添付資料として、消費税及び地方消費税の申告書及び控除対象仕入税額の計算表の写し(確定申告後に修正申告等を行った場合には、その修正申告の写し。)を添付すること。

④ 簡易課税方式により消費税を申告している場合や、特定収入割合が5%を超える場合など、返還額がない場合であっても報告すること。また、報告書のその事実がわかる資料(消費税申告書の添付資料など)を添付すること。

⑤ 返納額の計算において、計算過程では端数処理を行わずに計算する(ただし、課税売上割合については、消費税の申告において課税売上割合を端数処理した場合には、その割合を用いる。)

また、算出された返還額は円未満切り捨てとする。

⑥ 経費の内訳は、交付要綱における対象経費別(給与費、材料費等)に区分すること。

⑦ 経費を上記の区分ごとに課税仕入(課税売上対応分、非課税売上対応分、共通対応分)、非課税仕入に区分すること。